

そのケガ本当に健康保険ですか!?

当初は健康保険から医療費を支払いましたが、その後医療費が回収できた事例を今回は具体的に紹介します。

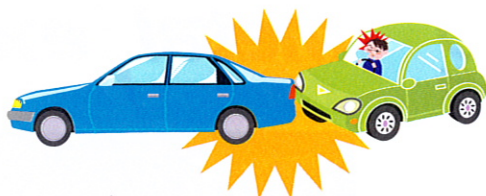
1

仕事中、または行き帰りでのケガ

労災保険（健康保険は使えません）

通勤災害

- 車で通勤中に居眠り運転をし、単独事故を起こした。
- 車で通勤中に追突事故を起こした。



業務災害

- 仕事でディスクロータ研磨中に、異物が目に入った。
- 車で店舗から店舗への移動中に、バスと接触事故を起こした。
- 設備の間を歩いていて、設備の下からはみ出していた廃材で足を切った。
- 妻（被扶養者）がパート勤務の最中に、駐車場が鉄のポールとチェーンで閉めきられてしまい、ポールを持ち上げた際にケガ。（パート先での業務災害）



2

交通事故やケンカでのケガ

自動車保険や加害者

- 親が運転する車に子供が同乗して単独事故を起こし、子供がケガ。



請求先→親の車の自動車保険

- 停車中の車から犬が飛び出し、夫が運転する車が轢いた。その衝撃で後部座席に同乗していた妻がケガ。

請求先→夫の車の自動車保険

- 友人が運転する車に被保険者が同乗中、交差点で出会い頭の事故。

請求先→友人の車の自動車保険



- 被保険者が親子喧嘩を止めようとした際に足を蹴られて骨折。

請求先→加害者

- 子供が運転する自転車と、交差点で相手の自転車と衝突した。（事故状況より相手に9割の過失があり）

請求先→加害者

- 友人が運転する車に被保険者が同乗中、単独事故を起こし死亡。

請求先→無保険の車のため友人



※被保険者の妻や子供であっても、自動車保険では「他人」とみなされ医療費の回収が可能な場合があります。金額の大小に関係なく、健康保険を使って治療した場合は健康保険組合までお知らせください。

◆1 2とも、健康保険組合が皆様に照会させていただく「負傷原因報告書」により判明する事例が大半なので、今後ともご協力をお願いします。（P16もご覧ください）

過去の医療費回収の実績

	平成23年度	平成22年度	平成21年度
労災保険	12件:2,004,170円	9件:160,748円	5件:1,130,756円
自動車保険や加害者	16件:2,194,648円	24件:4,536,795円	16件:6,526,679円